

赤井川村障害者活躍推進計画

機関名	赤井川村
任命権者	赤井川村長
計画期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）
赤井川村における障害者雇用に関する課題	赤井川村においては、職員総数が60人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 計画期間の周期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のために、体制整備や各種取り組みが必要。
目標	
① 採用に関する目標	本計画終了時点 法定雇用率 2.5% 達成 (参考) 令和7年12月31日時点 実雇用率 3.7%
② 締約に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口の設置を検討する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者新規採用時に面談を行い、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○半期ごとに実施している人事評価面談時に、障害者である職員に対しては、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
4 その他	○各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。